（三）　法第七条第一項第三号による補助事業等の内容の変更の承認に係る申請の受理
（四）　法第七条第一項第四号による補助事業等を中止し、又は廃止する場合における承認に係る申請の受理
（五）　法第七条第一項第五号による補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合の報告の受理
（六）　法第八条による交付決定の通知（法第十条第四項において準用する場合を含む。）
（七）　法第九条第一項による交付申請の取下げの受理
（八）　法第十二条による状況報告の受理
（九）　法第十三条による補助事業等の遂行命令及び一時停止命令
（十）　法第十四条による実績報告の受理（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）
（十一）　法第十五条による補助金等の額の確定及び通知
（十二）　法第十六条第一項による補助事業等の是正措置命令
（十三）　法第十八条第二項による補助金等の返還命令
（十四）　法第二十三条第一項による立入検査等

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、令和八年度分の補助金等から適用する。

○文部科学省告示第八十号

平成十二年文部省告示第五十七号（文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなった件）の規定に基づき、平成二十七年文部科学省告示第百三十一号（平成十二年文部省告示第五十七号に規定する文部科学大臣が別に公示する都道府県について定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月三十日

文部科学大臣　松本　洋平

平成二十七年文部科学省告示第百三十一号（平成十二年文部省告示第五十七号に規定する文部科学大臣が別に公示する都道府県について定める件）の一部を改正する告示

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後

平成十二年文部省告示第五十七号（文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなった件）の規定に基づき、文部科学大臣が別に公示する都道府県を次の表のとおり定める。

補助金等の名称	事務を行う都道府県
［略］	［略］
部活動地域移行促進公立学校施設整備費補助金	山梨県
地方スポーツ振興費補助金（運動部活動の地域展開等推進事業のうち経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援に限る。）	岩手県、宮城県、埼玉県、和歌山県、岡山県、徳島県、愛媛県及び福岡県
文化芸術振興費補助金（文化部活動の地域展開等推進事業のうち経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援に限る。）	岩手県、宮城県、和歌山県、岡山県、徳島県、愛媛県、高知県及び福岡県

改　正　前

平成十二年文部省告示第五十七号（文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなった件）の規定に基づき、文部科学大臣が別に公示する都道府県を次の表のとおり定める。

補助金等の名称	事務を行う都道府県
［同上］	［同上］
部活動地域移行促進公立学校施設整備費補助金	山梨県

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、令和八年度分の補助金等から適用する。